

令和8年度新潟県介護等サービス提供体制確保支援事業
補助内容(メニュー、対象サービス、対象経費、補助率、基準額、上限額)一覧

メニュー(区分)		補助対象サービス	補助対象経費	補助率	基準額	上限額
人材確保体制構築支援事業	ア	研修体制の構築の支援	訪問介護事業所等が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費	各対象経費の10/10 (ただし、右記基準額まで)	1事業所当たり 10万円	1事業所当たり 50万円
	イ	中山間・離島地域における採用活動の支援	中山間地域等及び離島等地域に所在する訪問介護事業所等が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生する [※] 増し経費		1事業所当たり 30万円	
	ウ	経験年数が少ないホームヘルパー等への同行 (中山間離島地域に事業所が所在する場合)	経験年数の長い訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等と同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費		(1)30分未満の同行支援1回につき 3,500 円 (2)30分以上の同行支援1回につき 5,000 円 ※経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで	
	エ	経験年数が少ないホームヘルパー等への同行 (中山間離島地域以外に事業所が所在する場合)			(1)30分未満の同行支援1回につき 2,500 円 (2)30分以上の同行支援1回につき 4,000 円 ※経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで	
	オ	周辺事業所の休廃止等に伴う [※] 増し経費への支援 (人材確保に関する経費)	訪問介護 (基準該当サービスや離島等相当サービスを含む。)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護		(1)新規職員の採用等に係る費用 1事業所当たり 30万円 (2)休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的な [※] 増し経費 1事業所当たり 20万円 (3)同一法人内の応援・派遣に係る経費 1事業所当たり 10万円	
経営改善支援事業	ア	経営改善の支援	訪問介護事業所等が、経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的として専門家(コンサルタント事業者や社会保険労務士等)と契約し、指導等を受けるために要する経費及びコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行う臨時職員を雇用するために要する経費		1事業所当たり 40万円	1事業所当たり 329万4千円
	イ	登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	登録ヘルパー等(勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤の訪問介護員等をいう。)の常勤化を促進するために要する経費		常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり 10万円 ※3か月まで	
	ウ	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	訪問介護事業所等が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材(リーフレット、チラシ等)の作成・印刷等の広報に要する経費		1事業所当たり 30万円	
	エ	周辺事業所の休廃止等に伴う [※] 増し経費への支援 (利用者の引継等に関する経費)	訪問介護事業所等の周辺の事業所の休止・廃止や、新規利用者の受け入れ停止等により、当該事業所の利用者を新たに受け入れる場合等に生じる利用者情報の引継や契約に関する事務費用など一時的な [※] 増し経費		1事業所当たり 10万円 ※周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円	
地域の体制づくり支援事業	ア	通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の支援	通所介護 地域密着型通所介護 ※指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみ。		(1)訪問機能の導入に係る経費 1事業所当たり 150万円 (2)訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 1事業所当たり訪問1回につき 1,000円 (導入後6か月間を上限に訪問回数が300回/月に達するまで)	1事業所当たり 250万円
	イ	人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の支援	訪問介護 ※指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみ。		(1)訪問介護事業所のサテライトの設置に係る経費 サテライト1箇所あたり 150万円 (2)サテライト設置後、一定期間の経営安定化の支援に係る経費 サテライト1箇所あたり 100万円 (設置後6か月間を上限とする)	1事業所当たり 250万円